

令和6年7月8日
事務連絡

日本行政書士会連合会 会長 殿

農林水産省経営局農地政策課
農地集積・集約化促進室長

農地の貸借手続等の一本化に係る周知と活用促進について（依頼）

日頃より、農地制度の普及や農地の適切な権利設定手続きにご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在市町村では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、市町村、農業者、農業委員会、農地中間管理機構（以下「機構」という。）、農業協同組合、土地改良区等による協議の場を設け、その協議を踏まえて、地域の農業の将来の在り方及び農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた計画（以下「地域計画」という。）の策定が進められております。

これに伴い、農地の権利設定の手続きについても地域計画の達成に資するよう見直しを行い、具体的にはこれまで各市町村が作成していた農用地利用集積計画と、機構が作成していた農用地利用配分計画を、令和7年4月から機構が作成する農用地利用集積等促進計画に統合し、従前の相対を中心とした契約から機構を介して地域計画に位置付けられた者に転貸する形に一本化されます。

この度、本制度見直しに関する周知資料を作成しましたので、貴会会員の皆様方におかれましても、このことについてご了知の上、日々の相談活動の中で農地に関するご相談者がいらっしゃいましたら、是非、本制度のご紹介をお願いいたします。

本件について、ご不明な点がございましたら以下担当の他、各地方農政局農地政策推進課までお問合せください。

【担当】

農林水産省経営局農地政策課

農地集積・集約化促進室

佐久間、土屋、大沼

TEL: 03-6744-2151（直通）